

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大淀町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和四年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）キリン堂大淀店

所在地 吉野郡大淀町大字新野六八一―一

二 大淀町から聴取した意見の概要

近辺に住宅が建っているため、営業等における騒音により住民から苦情があった場合は、誠意を持って対応し、その改善に取り組むこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和四年七月十五日から同年八月十五日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで